

6 月 NEWS

(1) 消費税の経過措置

平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 5%から 8%に改正されましたが、経理処理をする時に気を付けなくてはならない点として、消費税の経過措置があります。経過措置のうち、経理処理で間違いが多いもの 2 つを確認します。

1. 電気料金等

継続供給契約に基づき、平成 26 年 4 月 1 日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものは、税率 5%を適用する。

インターネット通信料金で毎月一定額を支払うものは、検針等により料金の支払いが確定するものではないため、電気料金等の経過措置の適用はありません。

2. 資産の貸付け

平成 8 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成 26 年 4 月 1 日前から同日以後に引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限る。）における、平成 26 年 4 月 1 日以後に行う当該資産の貸付は、税率 5%を適用する。

ただし、平成 25 年 10 月 1 日（指定日）以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合、当該変更後における当該資産の貸付けについては、この限りでない。

一定の要件とは、契約の内容が「①及び②」または「①及び③」に該当することである。該当すると平成 26 年 4 月 1 日以後に行う当該資産の貸付けは、税率 5%が適用されます。

- ① 当該契約に係る資産の貸付期間及びその期間中の対価の額が定められていること。
- ② 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
- ③ 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと並びに当該貸付けに係る資産の取得に要した費用の額及び付随費用の額（利子又は保険料の額を含む。）の合計額のうちに当該契約期間中に支払われる当該資産の貸付けの対価の額の合計額の占める割合が 100 分の 90 以上であるように当該契約において定められていること。

(2) 6月の主な税務

6月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等	内容
6月2日	3月決算法人の確定申告
6月2日	3・6・9・12月決算法人と個人事業者の3ヶ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
6月2日	法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
6月2日	9月決算法人の中間申告
6月2日	消費税の年税額が400万超の6・9・12月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
6月2日	消費税の年税額が4800万超の2月・3月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告
6月2日	確定申告税額の延納の届出に係る延納税額の納付
6月10日	5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
6月30日	4月決算法人の確定申告
6月30日	1・4・7・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
6月30日	法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
6月30日	10月決算法人の中間申告
6月30日	消費税の年税額が400万円超の1・7・10月決算法人の3月ごとの中間申告
6月30日	消費税年税額が4,800万円超の3月・4月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告

(3) スタッフの一言

暑さが日ごとに増してまいりましたが、いかがお過ごしですか。5月は3月決算法人の税務申告の件数が多いため、1年間で最も忙しい月でした。5月が終わり、6月からは通常の生活リズムで過ごせるようになるように心がけたいです。

事務所では5月中旬からクールビズをスタートしています。

長雨の季節でもありますので、体調をくずさないよう気をつけましょう。

担当 入江